

【機密性2】

令和8年度の仙台地方裁判所及びその管内各簡易裁判所に
おける裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序等

令和7年12月5日 裁判官会議決議

(令和8年1月16日 応急措置)

令和8年3月12日 裁判官会議決議

(令和8年3月27日 応急措置)

第1 本庁

1 裁判官の配置

(1) 第1民事部

(部の事務総括者)	判	事	高瀬保守
	判	事	谷良美
	判	事 補	米井彩華

(2) 第2民事部

(部の事務総括者)	判	事	前田志織
	判	事	大塚博喜
	判	事	田屋茂樹
	判	事 補	中本幸太

(3) 第3民事部

(部の事務総括者)	判	事	樋口真貴子
	判	事	熊谷浩明
	判	事	太田慎吾
	判	事 補	水田菜々実

(4) 第4民事部

(部の事務総括者)	判	事	目代真理
	判	事	佐藤久貴
	判	事	和賀千紘

【機密性2】

判 事 須 藤 奈 未

(5) 第1刑事部

(部の事務総括者) 判 事 榑 原 敬

判 事 米 満祥人

判事補(特例) 浅 野 雄一朗

(6) 第2刑事部

(部の事務総括者) 判 事 須 田 雄 一

判 事 小 林 礼 子

判 事 米 満祥人(兼務)

2 配置に関する特例

(1) 未特例判事補の研さんのために必要があるときは、その裁判官を、配置された部以外の部において執務させることができる。

(2) 民事訴訟法第268条の規定する大規模訴訟事件が係属した場合において、当該係属部が、その事件を5人の裁判官で審理及び裁判をするのが相当と判断したときは、第1民事部については第2民事部及び第3民事部の裁判官が、第2民事部については第3民事部及び第1民事部の裁判官が、第3民事部については第1民事部及び第2民事部の裁判官が、それぞれ当該係属部をてん補する。

3 裁判事務の分配

(1) 民事事件及び行政事件

ア 新受事件は、別表1の「事件の種別」 a から s までの区分ごとに (g については、民事部裁判官の申合せに基づいてこれを更に細分することができる。) 、同表記載の割合により、前年度の最後の事件に引き続く形で分配を開始して、以後順次、民事各部に分配する。ただし、同表の f 「医療に関する事件で民事部裁判官が申し合わせたもの」 については、事件1件につき同表の a 「通常訴訟事件(ワ)」 5件が分配されたものとみなす。

【機密性2】

- イ 労働審判法第22条1項及び第23条2項の規定により訴えの提起があったものとみなされる事件は当該労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた部に、同法第24条2項の規定により訴えの提起があったものとみなされる事件は当該労働審判事件が終了した際に当該労働審判事件が係属していた部に、それぞれ分配する。
- ウ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づく簡易確定事件は、基本事件である共通義務確認の訴えが係属していた部に分配する。
- エ 一の部に大規模訴訟事件又はこれに準ずる事件が係属したときは、その部に対する同種事件の分配を一時停止するなど、アの定めと異なる扱いをすることができるものとし、事務分配調整委員会（民事各部の事務総括者及び民事単独事件担当裁判官で構成される。）にその調整を委ねる。
- オ 既に大規模訴訟事件が係属している部に新たな大規模訴訟事件が分配された場合において、当該部から申出があり、かつ、事務分配調整委員会が各部に係属している大規模訴訟事件の数その他諸般の事情を勘案した上でこれを相当と認めたときは、当該事件を他の部に移すことができる。
- カ 差戻事件及び再審事件は、第1民事部に関するものは第2民事部に、第2民事部に関するものは第3民事部に、第3民事部に関するものは第1民事部に、それぞれ分配する。第4民事部に関するもののうち、合議体に関するものは、これを一つの区分として扱った上、別表1の「事件の種別」gと同様の形で分配を開始して、以後順次、第4民事部以外の民事各部に分配し、その余に関するものは、第4民事部の他係に分配する。
- キ 裁判官又は裁判所書記官に対する除斥及び忌避の事件は、第1民事部に関するものは第2民事部に、第2民事部に関するものは第3民事部に、第3民事部に関するものは第1民事部に、それぞれ分配し、第4民事部に関するものは、これを一つの区分として扱った上、別表1の「事件の種別」

【機密性 2】

gと同様の形で分配を開始して、以後順次、第4民事部以外の民事各部に分配する。

ク 地方自治法第242条の2第1項第4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2の2第5項の規定による訴訟及びこれらの訴訟を本案とする仮差押え又は仮処分の事件については、当該判決の第一審を担当した部に分配する。

ケ 裁判所書記官の処分に対する異議の申立事件は、本案たる事件が係属する部に分配する。

コ 執行の停止の申立事件は、本案たる事件が係属している場合はその係属部に分配し、上訴の提起に伴う場合は当該仮執行宣言付きの判決をした部に分配する。

サ 一の部に分配された事件が他の部に係属する事件と関連するため、これらを併せて処理するのが相当と認められるときは、関連する部の協議により、一の部の当該事件を他の部に移すことができる。この措置を講じた場合及びこれに準ずる場合の分配の調整については、民事部裁判官が申し合わせるところによる。

(2) 刑事事件及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「心神喪失者等医療観察法」という。）に関する事件

ア 新受事件は、別表2のaからvまでの区分ごとに同表記載の割合により、前年度の最後の事件に引き続く形で分配を開始して、以後順次、刑事各部に分配する。

なお、公判請求事件については、追起訴分も含めて被告人1人ごとにこれを1件として計上し、一の部に係属する事件が訴因変更により裁判員裁判の対象となったときは、裁判員裁判対象事件がその部に1件分配された

【機密性2】

ものとする。

イ 同一の被告人について、先に起訴された事件が一の部に係属するときは、後に起訴された事件（共同被告人のある場合を含む。）をその部に分配する。

ウ 一の部につき、次の事由がある事件は、他の部に分配する。

(ア) 雑事件及び心神喪失者等医療観察法に関する事件のうち、一の部の裁判官（心神喪失者等医療観察法に関する事件にあつては裁判官以外の審判員を含む。）又は裁判所書記官に関する忌避及び回避の事件

(イ) 雑事件のうち、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）において定める次の事件で、本案事件が一の部に係属する事件

a 第3条第1項による請求事件

なお、同項の決定を職権により行う場合もこれに準じる。

b 第41条第2項による送付を受けた事件

c 第43条第2項による通知を受けた事件

d 第35条第1項（第38条第2項、第46条第2項、第47条第2項及び第92条第2項において準用する場合を含む。）、第42条第1項（第41条第2項第1号の決定に対するものに限る。）及び第94条第1項に基づく異議申立事件

(ウ) 雑事件のうち、裁判員法第42条第1項の異議申立事件（第41条第2項第1号の決定に対するものを除く。）で、一の部が原裁判をした事件

(エ) 検察審査会法第41条の10第1項に基づき指定弁護士が起訴議決に係る事件について公訴を提起した法定合議の事件で、一の部の裁判官が指定弁護士を指定した事件

エ 次の場合には、両部の協議により、一の部に係属する事件を他の部に分

【機密性 2】

配換えすることができる。

(ア) 一の部に係属する事件について、他の部に現に係属する事件と関連するため、他の部で処理するのが相当であるとき

(イ) 一の部につき、勾留請求事件、刑事訴訟法第429条による準抗告事件を処理した場合など、その事件を処理し難いやむを得ない事情があるとき

オ イからエまでの定めにより、事件を他の部に分配し、又は分配換えしたときは、その代替として、一の部に対し、その直後に受理された同一区分の新受事件を同数分配する。

カ 刑事補償請求事件、訴訟費用免除申立事件、費用補償請求事件、刑事損害賠償命令事件、雑事件のうち、刑事損害賠償命令事件に関する申立てで民事雑事件に該当するもの及び上訴権回復請求事件は、その事件の本案事件が係属した部に分配する。

キ 次に掲げる種別の事件の分配は、所長が指名する裁判官で構成する「令状請求事件等調整幹事会」が定める「令状請求事件等取扱要綱」（以下「令状請求事件等取扱要綱」という。）による。ただし、（ウ）のうち「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく臨検搜索許可状の請求に関する事件は、仙台地方裁判所及び仙台家庭裁判所所属の裁判官が別に定める「臨検搜索許可状請求事件の担当裁判官に関する申合せ」（以下「臨検搜索許可状請求事件の担当裁判官に関する申合せ」という。）による。

なお、勾留中の被疑者を除く刑事訴訟法第350条の17で定める被疑者国選弁護人選任の処分は、即決裁判手続の本案事件の分配を受ける部が処理する。

(ア) 勾留請求時及び勾留状発付後の被疑者の国選弁護人選任等の処分

(イ) 第1回公判期日前の勾留に関する処分の事件

(ウ) 雑事件のうち各種令状請求事件

【機密性 2】

- (エ) 心神喪失者等医療観察法に基づく鑑定入院命令に関する手続
- ク 雑事件のうち準抗告事件及び一時保護状請求却下の裁判に対する取消請求事件は、民事部及び刑事部所属の裁判官が別に定める「準抗告等事件処理に関する裁判官申合せ」により、刑事各部に分配する。
- ケ 「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」に基づく傍受の原記録の保管事務は、第1刑事部及び第2刑事部の事務総括者たる裁判官に、均等の割合により、前年度の最後の事件に引き続く形で分配を開始して、以後順次分配する。
- コ 検察審査会法第41条の9第1項の指定弁護士の指定に関する事務は、第1刑事部及び第2刑事部の未特例判事補たる裁判官に、ケと同様に分配する。

4 裁判事務の代理

- (1) 部の事務総括者たる裁判官に差し支えがあるときは、その部に配置された他の裁判官（未特例判事補を除く。）が第1の1に掲げる順序で代理して裁判長となる。
- (2) (1) の場合において次の左側に掲げる部の裁判官全員に差し支えがあるときは、その右側に掲げる各部の裁判官（部の事務総括者を除く。）がその記載の順序で代理する。

第1民事部	第2民事部、第3民事部、第4民事部
第2民事部	第3民事部、第1民事部、第4民事部
第3民事部	第1民事部、第2民事部、第4民事部
第4民事部	第1民事部、第2民事部、第3民事部
第1刑事部	第2刑事部、第1民事部、第3民事部
第2刑事部	第1刑事部、第2民事部、第4民事部

- (3) (1) 及び (2) の場合を除き、裁判官に差し支えがあるときは、当該裁判官が配置された部の他の裁判官が代理し、当該部の裁判官全員に差し支え

【機密性2】

があるときは、(2)の定めに基づいて他の部の裁判官が代理する。

(4) 令状請求事件における代理順序は、3の(2)のキの令状請求事件等取扱要綱の第3に、準抗告事件及び一時保護状請求却下の裁判に対する取消請求事件における代理順序は、同クの「準抗告等事件処理に関する裁判官申合せ」の記の第1の2に、それぞれ定める代理順序による。

(5) 裁判事務の代理に関し、(1)から(4)までによっても代理する裁判官が決まらないときは、所長が代理する裁判官を指名する。

第2 各支部

1 裁判官の配置

(1) 大河原支部

判 事 佐 野 倫 久

(2) 古川支部

(支部長) 判 事 伊 藤 吾 朗

判 事 豊 岡 慎 也 (兼務)

(3) 石巻支部

(支部長) 判 事 南 雲 大 輔

判 事 島 田 壮 一 郎 (兼務)

(4) 登米支部

判 事 島 田 壮 一 郎 (兼務)

(5) 気仙沼支部

判事補 (特例) 川 越 嵩 之

2 裁判事務の分配

各支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該支部において定める。ただし、「児童虐待の防止等に関する法律」に定める臨検捜索許可状の請求に関する事件は、臨検捜索許可状請求事件の担当裁判官に関する申合せに、古川支部及び石巻支部の宿日直廃止後の勤務時間外の令状請求事件等の処理について

【機密性2】

は、別に定める「仙台地方・家庭裁判所古川支部及び仙台地方・家庭裁判所石巻支部の宿日直廃止後の勤務時間外の令状請求事件等の処理要領」による。

3 裁判事務の代理

- (1) 古川支部及び石巻支部において、配置された裁判官のうち1人に差し支えがあるときは、当該支部に配置された他の裁判官が適宜代理する。
- (2) 大河原支部、登米支部及び気仙沼支部において、配置された裁判官に差し支えがあるときは、大河原支部については本庁民事部の部の事務を総括する裁判官を除く裁判官（未特例判事補を除く。）が適宜代理し、登米支部については古川支部の裁判官が、気仙沼支部については石巻支部の裁判官が代理する。
- (3) 所長は、裁判事務の代理に関し、夏期休廷期間など、(1)及び(2)によっても代理する裁判官が決まらないときは、裁判事務を代理する裁判官を指名することができる。

第3 事件の回付等

- 1 本庁又は支部が受理した事件について、他の庁において処理するのが相当と認められるときは、これを当該他の庁に回付することができる。
- 2 本庁又は支部が他の庁で取り扱うべき事件を受理した場合、その受理をした庁で処理するのに格別の支障がないときは、回付することなく、その庁において処理することができる。
- 3 心神喪失者等医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた古川支部及び石巻支部は、鑑定入院命令に関する事務の事務処理後、当該申立てに係る処遇事件を、本庁に回付する。

第4 各簡易裁判所

1 裁判官の配置

(1) 仙台簡易裁判所

(司法行政事務掌理者) 簡易裁判所判事 佐藤 真人

【機密性2】

簡易裁判所判事	渡 邊 英 敬
簡易裁判所判事	田 山 三 夫
簡易裁判所判事	山 口 敦 文
簡易裁判所判事	我 妻 勝
簡易裁判所判事	阿 部 政 志
簡易裁判所判事	佐 藤 裕 義
簡易裁判所判事	池 田 敬
簡易裁判所判事	黒 坂 一 郎
簡易裁判所判事	神 林 智 彦 (職務代行)
簡易裁判所判事	遠 藤 博 敏 (職務代行)
簡易裁判所判事	海 藤 徹 (職務代行)

(2) 大河原簡易裁判所

簡易裁判所判事	佐 野 倫 久
簡易裁判所判事	田 口 威 雄 (職務代行)

(3) 古川簡易裁判所

(司法行政事務掌理者)	簡易裁判所判事	伊 藤 吾 朗
	簡易裁判所判事	豊 岡 慎 也
	簡易裁判所判事	田 口 威 雄
	簡易裁判所判事	神 林 智 彦 (職務代行)

(4) 築館簡易裁判所

簡易裁判所判事	神 林 智 彦
簡易裁判所判事	田 口 威 雄 (職務代行)

(5) 石巻簡易裁判所

(司法行政事務掌理者)	簡易裁判所判事	南 雲 大 輔
	簡易裁判所判事	島 田 壯 一 郎
	簡易裁判所判事	遠 藤 博 敏

【機密性 2】

(6) 登米簡易裁判所

簡易裁判所判事	海 藤 徹
簡易裁判所判事	島 田 壮一郎 (職務代行)
簡易裁判所判事	神 林 智 彦 (職務代行)

(7) 気仙沼簡易裁判所

(司法行政事務掌理者)	簡易裁判所判事	川 越 嵩 之
	簡易裁判所判事	生 田 彰 (兼務)

2 裁判事務の分配

(1) 仙台簡易裁判所

ア 別表 3 のとおりとする。ただし、仙台地方裁判所本庁の部に配置された未特例判事補及び仙台簡易裁判所に配置された簡易裁判所判事のうち、新たに簡易裁判所判事に任命された者について、仙台簡易裁判所における研さんの必要があるときは、同表の定めにかかわらず、裁判官の協議により分配方法を定めることができる。

イ 1 人の裁判官に分配された事件が他の裁判官に分配された事件と関連するため、併せて処理するのが相当と認められるときは、関連する裁判官の協議により 1 人の裁判官が併せて処理することができる。

この措置により事件が移転されたときは、移転を受けた裁判官から移転をした裁判官に対して同数の新受事件を移すものとする。

ウ 次に掲げる種別の事件は、令状請求事件等取扱要綱により分配する。ただし、(ウ)のうち「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく臨検捜索許可状の請求に関する事件は、臨検捜索許可状請求事件の担当裁判官に関する申合せによる。

(ア) 勾留請求時及び勾留状発付後の被疑者（仙台簡易裁判所以外の簡易裁判所で勾留状を発付された被疑者を含む。）の国選弁護人選任等の処分

(イ) 第 1 回公判期日前の勾留に関する処分の事件

【機密性2】

(ウ) 雑事件のうち各種令状請求事件

(2) 大河原簡易裁判所

ア 民事通常訴訟事件、手形訴訟事件（いずれも職権調停事件及び関連雑事件を含む。）、少額訴訟事件（その判決に対する異議申立事件を含む。）、通常の刑事公判請求事件（即決裁判手続の申立てがあった事件を含み、略式事件についての正式裁判の請求事件を除く。）及び略式事件並びに ██████████ における保全事件、勾留請求事件及びその他の令状請求事件（ウを除く。）を簡易裁判所判事田口威雄に分配する。

イ アの簡易裁判所判事に分配する事件以外の事件（ウを除く。）を簡易裁判所判事佐野倫久に分配する。ただし、略式事件及び略式事件についての正式裁判の請求事件については、裁判官の協議により分配方法を定めることができる。

ウ 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく臨検捜索許可状の請求に関する事件は、臨検捜索許可状請求事件の担当裁判官に関する申合せによる。

なお、前記申合せにより、(1)の仙台簡易裁判所に配置された簡易裁判所判事（「職務代行」の者を除く。）が令状当番裁判官として大河原簡易裁判所の管轄に属する同事件を処理する場合に限り、大河原簡易裁判所判事の職務を代行する。

(3) 登米簡易裁判所

ア ██████████ における保全事件、在庁略式事件、勾留請求事件及びその他の令状請求事件を簡易裁判所判事島田壮一郎に分配する。

イ 公職選挙法違反の罪についての略式事件及びその他の罪に係る略式事件についての正式裁判の請求事件を簡易裁判所判事神林智彦に分配する。

ウ ア及びイの各簡易裁判所判事に分配する事件以外の事件を簡易裁判所判

【機密性2】

事海藤徹に分配する。ただし、令状請求事件（ア及びエを除く。）については、裁判官の協議により分配方法を定めることができる。

エ 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく臨検捜索許可状の請求に関する事件は、臨検捜索許可状請求事件の担当裁判官に関する申合せによる。

（4）気仙沼簡易裁判所

ア 民事通常訴訟事件及び手形訴訟事件（いずれも職権調停事件及び関連雑事件を含む。）、少額訴訟事件（その判決に対する異議申立事件を含む。）、調停事件並びに通常の刑事公判請求事件（即決裁判手続の申立てがあった事件を含み、略式事件についての正式裁判の請求事件を除く。）及び略式事件を簡易裁判所判事生田彰に分配する。

イ アの簡易裁判所判事に分配する事件以外の事件を簡易裁判所判事川越嵩之に分配する。ただし、調停事件、令状請求事件（ウを除く。）、略式事件及び略式事件についての正式裁判の請求事件については、裁判官の協議により分配方法を定めることができる。

ウ 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく臨検捜索許可状の請求に関する事件は、臨検捜索許可状請求事件の担当裁判官に関する申合せによる。

（5）その他の各簡易裁判所

ア 公職選挙法違反の罪についての略式事件及びその他の罪に係る略式事件についての正式裁判の請求事件を次の右側に掲げる裁判官に分配する。

その他の事件（イを除く。）は、それぞれその左側に掲げる裁判官に分配する。ただし、令状請求事件については、配置された裁判官の協議により、分配方法を定めることができる。

古川簡易裁判所 簡易裁判所判事 田口威雄 同 伊藤吾朗

築館簡易裁判所 簡易裁判所判事 神林智彦 同 田口威雄

【機密性2】

石巻簡易裁判所 簡易裁判所判事 遠藤博敏 同 南雲大輔

イ 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づく臨検捜索許可状の請求に関する事件は、臨検捜索許可状請求事件の担当裁判官に関する申合せによる。

3 裁判事務の代理

- (1) 仙台、古川及び石巻の各簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、当該簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官において、配置された裁判官の中から代理する裁判官を定め、その他の各簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、配置された裁判官が相互に代理する。
- (2) 仙台簡易裁判所以外の管内の簡易裁判所に対し、勾留請求時に被疑者から国選弁護人選任等の処分に関する請求があり、その請求が休日に緊急に処理すべきものであるときは、令状請求事件等取扱要綱により分配された仙台簡易裁判所の裁判官がてん補して処理する。
- (3) 所長は、裁判事務の代理に関し、夏期休廷期間など、(1)及び(2)によっても代理する裁判官が決まらないときは、裁判事務を代理する裁判官を指名することができる。

第5 開廷の日割

別表4のとおりとする。ただし、特に必要があるときは、この日割の定めにかかわらず、他の曜日にも開廷することができる。

第6 調停主任

次の裁判官及び民事調停官を、その配置された庁において民事調停事件を扱う調停主任に指定する。

- 1 第1民事部、第2民事部及び第3民事部に配置された特例判事補以上の各裁判官
- 2 各支部及び各簡易裁判所に配置された全裁判官及び全民事調停官

第7 労働審判官

第1民事部、第2民事部及び第3民事部に配置された特例判事補以上の各裁判

【機密性 2】

官を、仙台地方裁判所において労働審判事件を扱う労働審判官に指定する。

第 8 司法行政事務の代理

- 1 所長に差し支えがあるときは、判事前田志織、判事目代真理、判事須田雄一の順で代理する。
- 2 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、その部に配置された他の裁判官（未特例判事補を除く。）が、第 1 の 1 に記載された順序で代理する。
- 3 支部長に差し支えがあるときは、当該支部の裁判事務について支部長たる裁判官を代理すべきものと定められた裁判官が代理する。
- 4 司法行政事務を掌理する簡易裁判所判事に差し支えがあるときは、その簡易裁判所に配置された他の簡易裁判所判事が、第 4 の 1 に記載された順序で代理する。

第 9 応急措置

以上の定めによっては処理することのできない事情が生じたときは、「仙台地方裁判所事務処理規則」第 6 条第 2 項第 1 号の規定する所長の応急の措置により、必要な事項を定めることができる。

(附則)

この定めは、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(附則)

令和 8 年 3 月 1 2 日の改正決議は、同年 4 月 1 日から施行する。

(別表1)

事 件 の 種 別		第1民事部	第2民事部	第3民事部	第4民事部
a	通常訴訟事件(ワ)	13	21	18	
b	手形訴訟事件及び小切手訴訟事件(手ワ) 仲裁法に基づく事件(仲)	13	21	18	
c	労働審判事件(労)	2	3	3	
d	合議体による保全命令に対する保全異議等 (モ)の一部	1	1	1	
e	行政事件(行ウ)	1	1	1	
f	医療に関する事件で民事部裁判官が申し合わせたもの			全部	
g	原則として合議で審理すると民事部裁判官が申し合わせた事件	1	1	1	
h	支部及び管内簡易裁判所において民事事件に関して生じた裁判官に対する除斥忌避事件	1	1	1	
i	控訴事件及びこれに関連する事件	1	1	1	
j	抗告事件	1	1	1	
k	強制競売その他の強制執行事件 担保権実行事件 執行抗告事件及び執行異議事件 財産開示事件 破産事件 民事再生事件 第三者からの情報取得事件				全部
l	代替執行の申立事件 仮登記仮処分命令申請事件				全部
m	会社更生事件 特別清算事件				全部
n	民事保全事件 (d以外の保全異議等事件及び保全抗告事件を含み、本文第1の3の(1)のクに定める事件を除く。)				全部
o	調停事件	1	1	1	
p	証拠保全の申立事件	1	1	1	
q	訴えの提起前の証拠収集事件	1	1	1	
r	共助事件	1	1	1	
s	受訴裁判所の権限に属しないその他の事件 (ただし、本文第1の3の(1)のキからコマまでを除く。)				全部

(別表2)

事 件 の 種 別		第1刑事部	第2刑事部	
a	公判請求事件 (わ)	裁判員裁判対象事件 (要通訳の外国人事件)	1	1
b		裁判員裁判対象事件 (要通訳の外国人事件以外)	1	1
c		法定の合議事件 (要通訳の外国人事件)	1	1
d		法定の合議事件 (要通訳の外国人事件以外)	1	1
e		百日裁判事件	1	1
f		単独事件 (即決裁判手続)	15	13
g		単独事件 (e、fを除く、要通訳の外国人事件)	15	13
h		単独事件 (e、fを除く、要通訳の外国人事件以外)	15	13
i	証人尋問請求事件 (か)	1	1	
j	証拠保全請求事件 (よ)	1	1	
k	再審 (た)	1	1	
l	共助 (れ)	1	1	
m	起訴強制 (つ)	1	1	
n	訴訟費用負担請求事件 (え)	1	1	
o	差戻事件	1	1	
p	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく申立等事件	33条1項 (入通院申立)、59条1項、2項 (再入院申立) (医ろ)	1	1
q		49条1項、2項、50条 (退院許可)、54条1項、2項、55条 (処遇終了) (医ろ)	1	1
r		共助事件 (医は)	1	1
s		72条1項 (裁判官の処分に対する不服申立)、73条1項 (裁判所の処分に対する異議申立) (医に)	1	1
t		76条 (競合する処分の調整の申立) (医に)	1	1
u	雑事件 (む)	刑の執行猶予言渡しの取消請求事件	1	1
v	その他の事件		1	1

事件種別	裁判官	民事裁判官室							刑事裁判官室				
		佐藤(真)	渡邊	佐藤(裕)	田山	池田	我妻	黒坂	神林 (代行)	阿部	山口	遠藤 (代行)	海藤 (代行)
ア 民事													
(ア) 通常訴訟事件 (督促異議事件を含む業者事件を除き、少額訴訟事件の通常移行事件を含む。) 手形訴訟事件 小切手訴訟事件 (関連雑事件を含む。)					1/5	1/5	1/5	1/5	1/5				
(イ) 通常訴訟事件 (督促異議事件を含む業者事件)			4/5										1/5
(ウ) 少額訴訟事件 (通常手続移行事件を除く。)	1/4	1/4	2/4										
(エ) 一般調停事件 (宅地建物・商事・農事・交通調停事件を含む。)	1/3	1/3	1/3										
(オ) 特定調停事件	1/3	1/3	1/3										
(カ) 付調停事件	1/3	1/3	1/3										
(キ) その他の事件			1/3	1/3	1/3								
イ 刑事													
(ア) 公判請求事件 (即決裁判手続の申立てがあった事件を含み、略式命令に対する正式裁判の請求事件を除く。)		1/3								2/3			
(イ) 略式命令に対する正式裁判の請求事件 (※1)		1/3								2/3			
(ウ) 略式事件 (交通切符による略式事件 (三者即日処理方式によるもの) を含む。)										1/10	5/10	2/10	2/10
(エ) 共助事件 (心神喪失者等医療観察法による囑託事件を含む。)										全			
(オ) 訴訟費用負担請求事件		1/3								2/3			
(カ) 刑事訴訟法第350条の17で定める国選弁護人選任の処分 (被疑者が勾留中の場合を除く。)										全			
(キ) その他の事件 (※2)	1/10	1/10								2/10	2/10	2/10	2/10

備考

※1 原裁判を担当した裁判官には分配しない。

※2 一般令状及び勾留・保釈等に関する事件を含む

(別表4)

本庁各部及び各支部の開廷日割

部・支部別	月	火	水	木	金
第1民事部	合議(午前) 単独	合議	単独	単独	単独
第2民事部	合議(午後) 単独	単独	単独	合議	単独
第3民事部	合議(午後)	単独	合議	単独	単独
第4民事部	保全・破産 競売	保全・破産 競売	保全・破産 競売	保全・破産 競売	保全・破産 競売
第1刑事部	合議 単独	合議 単独	合議 単独	合議 単独	合議 単独
第2刑事部	合議 単独	合議 単独	合議 単独	合議 単独	合議 単独
大河原支部			刑事		民事
古川支部	民事	刑事	民事		民事・刑事
石巻支部	民事	刑事		民事	民事
登米支部	民事・刑事	民事・刑事			
気仙沼支部		民事	刑事		